

女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画に
基づく取組の実施状況及び職業選択情報の公表

平成 30 年 7 月 25 日

久慈広域連合総務企画課

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のとおり公表します。

1 特定事業主行動計画に基づく取組の実施状況（第 15 条第 6 項）

(1) 家事、子育てや介護をしながら活躍できる職場環境の整備（平成 29 年度実績）

目 標	実 績
平成 32 年度までに、育児休業を取得する男性職員の割合を 10%以上とする。	0%

(2) 長時間勤務の是正等の男女双方の働き方改革（平成 29 年度実績）

目 標	実 績
平成 32 年度までに、常勤職員の平均超過勤務時間を平成 26 年度の実績（月 9.6 時間）から月 5 時間以下にする。	9.4 時間／月

（平成 29 年実績）

目 標	実 績
平成 32 年度までに、職員の年次休暇の平均取得率を、平成 26 年度の実績（19.8%）から 30%以上にする。	25% (10 日／年人)

2 女性の職業選択に資する情報（法第 17 条）（平成 30 年 4 月 1 日現在）

項 目	状 況
職員（163 人）に占める女性職員の割合	3 人 1.8%
管理職の女性割合	0%